

# 第4回盛岡市宿泊税検討委員会

日時：令和7年7月22日（火）14時

場所：盛岡市役所本庁舎別館 4階403会議室

## － 次 第 －

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1) 盛岡市における宿泊税の導入に係る宿泊事業者説明会の開催結果について

(2) 宿泊税の導入に係るパブリックコメントの状況について

### 3 検討事項

(1) 盛岡市宿泊税検討委員会報告書（案）について

(2) 今後のスケジュール

### 4 その他

### 5 閉 会

## 盛岡市宿泊税検討委員会委員名簿

(令和8年3月31日まで)

役職名	氏名	所属
委員長	三好純矢	岩手県立大学総合政策学部 准教授
委員	石橋浩幸	(公財)盛岡観光コンベンション協会 専務理事
委員	太田代洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合盛岡支部 支部長
委員	貝山高弘	株式会社日本旅行東北盛岡支店 支店長
委員	菊地義基	盛岡つなぎ温泉観光協会 副会長
委員	村上振一郎	盛岡ホテル協議会 幹事

(五十音順)

## (報告事項)

### 1 盛岡市における宿泊税の導入に係る宿泊事業者説明会の開催結果について

(1) 開催日時 令和7年4月22日(火) 13:30~14:30

(2) 場所 盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

(3) 出席状況 市内87事業者中32事業者が参加

※都合がつかず参加できなかった事業者もいるため、当日の資料及び参加者からの意見内容を全事業者に送付し、質問・意見を受け付けた。

(4) 質疑・意見交換の主な内容

ア 「申告期限」は毎月末日までの前月分を納入とのことだが、半年や1年分まとめての納入は可能か。

→事業の継続期間や前年度の滞納状況により、3か月分まとめての納付を可能にしている自治体もあり、そういった例も参考にしながら制度設計を行う。

イ 宿泊施設の敷地内で、利用料をいただいでる車中泊は、課税対象となるか。

→具体的にはこれからの検討になるが宿泊料金として取っているところと駐車場利用料として取っているところの両方があると認識している。

ウ 宿泊施設において、宿泊税を負担する宿泊客の皆さん向けのフライヤーやステッカーなどの周知物はいつ頃に送られてくるか。日本語のほか、英語等で周知する予定はあるか。

→宿泊税に関する条例の議決後、導入までの期間の中で、制度周知や宿泊施設への周知物の配布などの準備を行う予定である。多言語表記など具体的な部分についても、御意見をいただきながら検討したい。

エ 宿泊税の活用にあたり、誘客活動を行うための新たな組織の設置や観光人材を配置して活動を行うことも必要だと思うので、今後検討して欲しい。

オ 盛岡は歩いて楽しむのにとっても丁度良く、好評を得ていると思う。そんな中、外国人観光客などが盛岡駅で降りて街なかを観光する際に、大きい荷物が邪魔になると思うので、宿泊施設への当日手荷物配送サービスがあるとよいのではないか。宿泊税の活用にあたっては、ハード面の整備と併せてソフト面の充実も検討いただきたい。

### 2 宿泊税の導入に係るパブリックコメントの状況について

(1) 意見募集期間 令和7年5月28日から6月30日まで

(2) 受付意見数 21件(個人:7人)

(3) 意見に対する市の考え方 別紙1のとおり

※パブリックコメント・・・盛岡市の基本的な計画の策定等に当たり、その案の内容そのほか必要な事項を公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続き

(検討事項)

3 盛岡市宿泊税検討委員会報告書（案）について

別紙2のとおり

4 今後のスケジュール

